

原管発官 R5 第 241 号
令和 6 年 2 月 21 日

原子力規制委員会 殿

東京都千代田区内幸町 1 丁目 1 番 3 号
東京電力ホールディングス株式会社
代表執行役社長 小 早 川 智 明

柏崎刈羽原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 4 3 条の 3 の 2 4 第 1 項の規定に基づき、下記のとおり柏崎刈羽原子力発電所原子炉施設保安規定の変更認可を申請いたします。

記

1. 変更の内容

昭和 59 年 11 月 1 日付 59 資庁第 12588 号をもって認可を受け、別表のとおり変更認可を受けた柏崎刈羽原子力発電所原子炉施設保安規定の記述を、別添の柏崎刈羽原子力発電所原子炉施設保安規定変更比較表の変更後欄のとおり変更する（ただし、下線は含まない）。

2. 変更の理由

(1) 柏崎刈羽原子力発電所タービン建屋屋上等の管理区域解除に伴う変更

柏崎刈羽原子力発電所 1～5 号炉に対し、プラントが長期停止期間中であることを踏まえ、停止期間において線量上昇等の可能性が無い一部の管理区域を解除する。

併せて固体廃棄物貯蔵庫に対し、高線量ドラム缶の保管位置見直しを踏まえ、今後線量上昇等の可能性が無い一部の管理区域を解除する。

本変更に伴い、関連する次の管理区域図の変更を行う。

・添付4 管理区域図（第93条及び第94条関連）

(2) ホールディングス本社調達組織体制の見直しに伴う変更

調達に係る課題に対し、早期かつ一元的に対応できる体制を整えるため、原子力部門における2つの調達組織（原子力資材調達センター、廃炉資材調達センター）の機能を、新設する調達組織（調達部）に統合を行う。

本変更に伴い、関連する次の保安規定条文の変更を行う。

- ・第4条（保安に関する組織）
- ・第5条（保安に関する職務）

3. 施行期日

(1) この規定は、原子力規制委員会の認可を受けた日から10日以内に施行する。

(2) 添付4の「1号機タービン建屋屋上，2階」，「2号機タービン建屋屋上，2階」，「3号機タービン建屋屋上，2階」，「4号機タービン建屋屋上，2階」，「5号機タービン建屋屋上，3階」及び「固体廃棄物貯蔵庫屋上，1階」については、管理区域の変更をもって適用することとし、それまでの間は従前の例による。

(3) 第4条及び第5条については、原子力規制委員会の認可を受けた後、当社が定める日から適用することとし、それまでの間は従前の例による。

以 上

別 表

柏崎刈羽原子力発電所 原子炉施設保安規定変更認可の経緯

	認 可 年 月 日	認 可 証 番 号
1	昭和 60 年 6 月 20 日	60 資 庁 第 7 4 2 4 号
2	昭和 60 年 7 月 2 日	60 資 庁 第 8 7 4 4 号
3	昭和 60 年 9 月 18 日	60 資 庁 第 1 1 6 4 1 号
4	昭和 62 年 6 月 29 日	62 資 庁 第 4 3 0 4 号
5	昭和 63 年 2 月 4 日	62 資 庁 第 1 6 3 3 3 号
6	平成 元 年 3 月 31 日	元 資 庁 第 3 4 9 6 号
7	平成 元 年 6 月 27 日	元 資 庁 第 6 8 2 9 号
8	平成 元 年 11 月 7 日	元 資 庁 第 1 3 2 9 2 号
9	平成 2 年 3 月 23 日	2 資 庁 第 1 8 7 8 号
10	平成 3 年 11 月 1 日	3 資 庁 第 1 1 3 7 1 号
11	平成 4 年 9 月 25 日	4 資 庁 第 9 7 4 0 号
12	平成 5 年 5 月 17 日	5 資 庁 第 1 4 2 4 号
13	平成 5 年 9 月 22 日	5 資 庁 第 9 7 6 7 号
14	平成 7 年 2 月 23 日	7 資 庁 第 1 1 9 9 号
15	平成 7 年 9 月 5 日	7 資 庁 第 8 7 1 5 号
16	平成 7 年 11 月 22 日	7 資 庁 第 1 1 8 6 8 号
17	平成 8 年 6 月 14 日	8 資 庁 第 6 1 0 0 号
18	平成 8 年 6 月 25 日	8 資 庁 第 7 4 7 8 号
19	平成 8 年 9 月 25 日	8 資 庁 第 9 7 3 3 号
20	平成 9 年 1 月 31 日	平成 09・01・09 資 第 08 号
21	平成 9 年 4 月 7 日	平成 09・03・13 資 第 30 号
22	平成 9 年 9 月 30 日	平成 09・07・22 資 第 16 号
23	平成 10 年 10 月 29 日	平成 10・09・04 資 第 5 号
24	平成 11 年 8 月 18 日	平成 11・07・23 資 第 20 号
25	平成 11 年 12 月 14 日	平成 11・11・05 資 第 17 号
26	平成 12 年 6 月 12 日	平成 12・05・19 資 第 4 号
27	平成 13 年 1 月 5 日	平成 12・08・31 資 第 15 号
28	平成 13 年 3 月 12 日	平成 13・02・15 原 第 23 号
29	平成 13 年 3 月 30 日	平成 13・03・23 原 第 18 号
30	平成 13 年 10 月 10 日	平成 13・09・11 原 第 5 号
31	平成 13 年 12 月 21 日	平成 13・12・06 原 第 2 号
32	平成 14 年 3 月 18 日	平成 14・02・22 原 第 10 号
33	平成 14 年 5 月 7 日	平成 14・03・28 原 第 1 号
34	平成 14 年 6 月 20 日	平成 14・06・05 原 第 13 号
35	平成 14 年 8 月 28 日	平成 14・07・12 原 第 9 号
36	平成 14 年 9 月 27 日	平成 14・08・29 原 第 12 号
37	平成 14 年 10 月 30 日	平成 14・10・18 原 第 16 号
38	平成 15 年 5 月 8 日	平成 15・04・07 原 第 6 号
39	平成 15 年 7 月 23 日	平成 15・06・30 原 第 50 号

	認 可 年 月 日	認 可 証 番 号
40	平成 15 年 10 月 22 日	平成 15・09・25 原第 4 号
41	平成 15 年 12 月 17 日	平成 15・11・17 原第 11 号
42	平成 16 年 5 月 24 日	平成 15・12・24 原第 26 号
43	平成 16 年 6 月 18 日	平成 16・05・28 原第 38 号
44	平成 16 年 10 月 27 日	平成 16・08・27 原第 3 号
45	平成 17 年 4 月 4 日	平成 17・03・16 原第 4 号
46	平成 17 年 7 月 27 日	平成 17・07・12 原第 8 号
47	平成 17 年 9 月 16 日	平成 17・09・01 原第 7 号
48	平成 17 年 12 月 20 日	平成 17・12・06 原第 6 号
49	平成 18 年 2 月 22 日	平成 18・01・27 原第 17 号
50	平成 18 年 7 月 18 日	平成 18・06・30 原第 21 号
51	平成 19 年 3 月 19 日	平成 19・03・05 原第 11 号
52	平成 19 年 7 月 9 日	平成 19・06・22 原第 10 号
53	平成 19 年 8 月 31 日	平成 19・07・31 原第 18 号
54	平成 19 年 10 月 16 日	平成 19・09・28 原第 44 号
55	平成 19 年 12 月 13 日	平成 19・09・28 原第 40 号
56	平成 19 年 12 月 13 日	平成 19・11・30 原第 15 号
57	平成 19 年 12 月 25 日	平成 19・12・14 原第 11 号
58	平成 20 年 4 月 17 日	平成 20・04・03 原第 14 号
59	平成 20 年 6 月 17 日	平成 20・05・29 原第 19 号
60	平成 20 年 8 月 22 日	平成 20・07・11 原第 28 号
61	平成 20 年 10 月 24 日	平成 20・10・10 原第 8 号
62	平成 20 年 12 月 12 日	平成 20・10・31 原第 14 号
63	平成 21 年 2 月 12 日	平成 21・01・28 原第 12 号
64	平成 21 年 11 月 25 日	平成 21・10・30 原第 11 号
65	平成 22 年 1 月 22 日	平成 21・12・16 原第 9 号
66	平成 22 年 6 月 14 日	平成 22・05・26 原第 3 号
67	平成 23 年 5 月 6 日	平成 23・04・08 原第 31 号
68	平成 23 年 5 月 11 日	平成 23・04・21 原第 7 号
69	平成 23 年 11 月 18 日	平成 23・10・07 原第 34 号
70	平成 24 年 1 月 13 日	平成 23・12・13 原第 16 号
71	平成 24 年 9 月 6 日	20120720 原第 27 号
72	平成 25 年 7 月 5 日	原管 B 発第 1307054 号
73	平成 25 年 8 月 12 日	原管 B 発第 1308121 号
74	平成 25 年 12 月 11 日	原管 B 発第 1312111 号
75	平成 26 年 12 月 5 日	原規規発第 1412052 号
76	平成 27 年 6 月 12 日	原規規発第 1506123 号
77	平成 27 年 9 月 14 日	原規規発第 1509142 号
78	平成 28 年 1 月 7 日	原規規発第 1601078 号
79	平成 28 年 3 月 3 日	原規規発第 1603034 号
80	平成 28 年 3 月 24 日	原規規発第 16032418 号
81	平成 28 年 12 月 5 日	原規規発第 1612052 号
82	平成 30 年 9 月 19 日	原規規発第 18091910 号

	認 可 年 月 日	認 可 証 番 号
83	令和 2 年 2 月 27 日	原規規発第 2002272 号
84	令和 2 年 5 月 26 日	原規規発第 2005265 号
85	令和 2 年 7 月 17 日	原規規発第 2007171 号
86	令和 2 年 8 月 28 日	原規規発第 2008283 号
87	令和 2 年 10 月 30 日	原規規発第 2010305 号
88	令和 4 年 5 月 11 日	原規規発第 2205116 号
89	令和 4 年 8 月 22 日	原規規発第 2208226 号
90	令和 5 年 3 月 14 日	原規規発第 2303141 号
91	令和 5 年 8 月 1 日	原規規発第 2308016 号
92	令和 5 年 9 月 20 日	原規規発第 2309206 号
93	令和 5 年 10 月 24 日	原規規発第 2310242 号
94	令和 5 年 12 月 13 日	原規規発第 2312131 号
95	令和 5 年 12 月 20 日	原規規発第 2312208 号
96	令和 6 年 2 月 5 日	原規規発第 2402055 号

別 添

柏崎刈羽原子力発電所 原子炉施設保安規定変更比較表

枠囲みの内容は、機密事項に属しますので公開できません。

柏崎刈羽原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
<p data-bbox="537 239 890 279">第3章 体制及び評価</p> <p data-bbox="112 327 373 359">第1節 保安管理体制</p> <p data-bbox="127 407 359 438">(保安に関する組織)</p> <p data-bbox="112 449 828 480">第4条 発電所の保安に関する組織は、図4のとおりとする。</p>	<p data-bbox="1798 239 2151 279">第3章 体制及び評価</p> <p data-bbox="1374 327 1635 359">第1節 保安管理体制</p> <p data-bbox="1389 407 1620 438">(保安に関する組織)</p> <p data-bbox="1374 449 2089 480">第4条 発電所の保安に関する組織は、図4のとおりとする。</p>	<p data-bbox="2620 258 2733 327">本ページ 変更なし</p>

柏崎刈羽原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変更前

変更後

備考

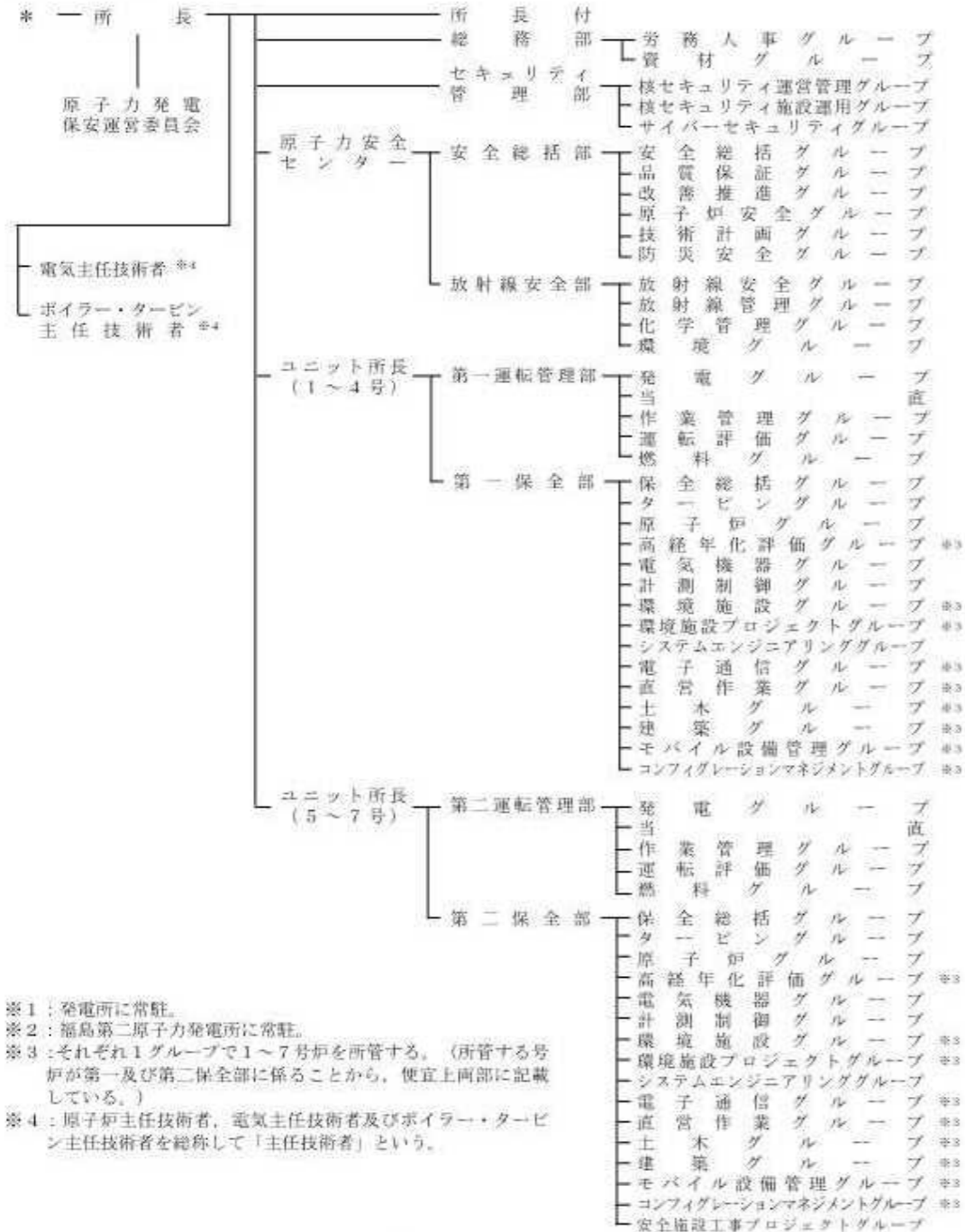
図4

【本社】



【柏崎刈羽原子力発電所】

** - 原子炉主任技術者 ※4



- ※1: 発電所に常駐。
- ※2: 福島第二原子力発電所に常駐。
- ※3: それぞれ1グループで1～7号炉を所管する。(所管する号炉が第一及び第二保全部に係ることから、便宜上両部に記載している。)
- ※4: 原子炉主任技術者、電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者を総称して「主任技術者」という。

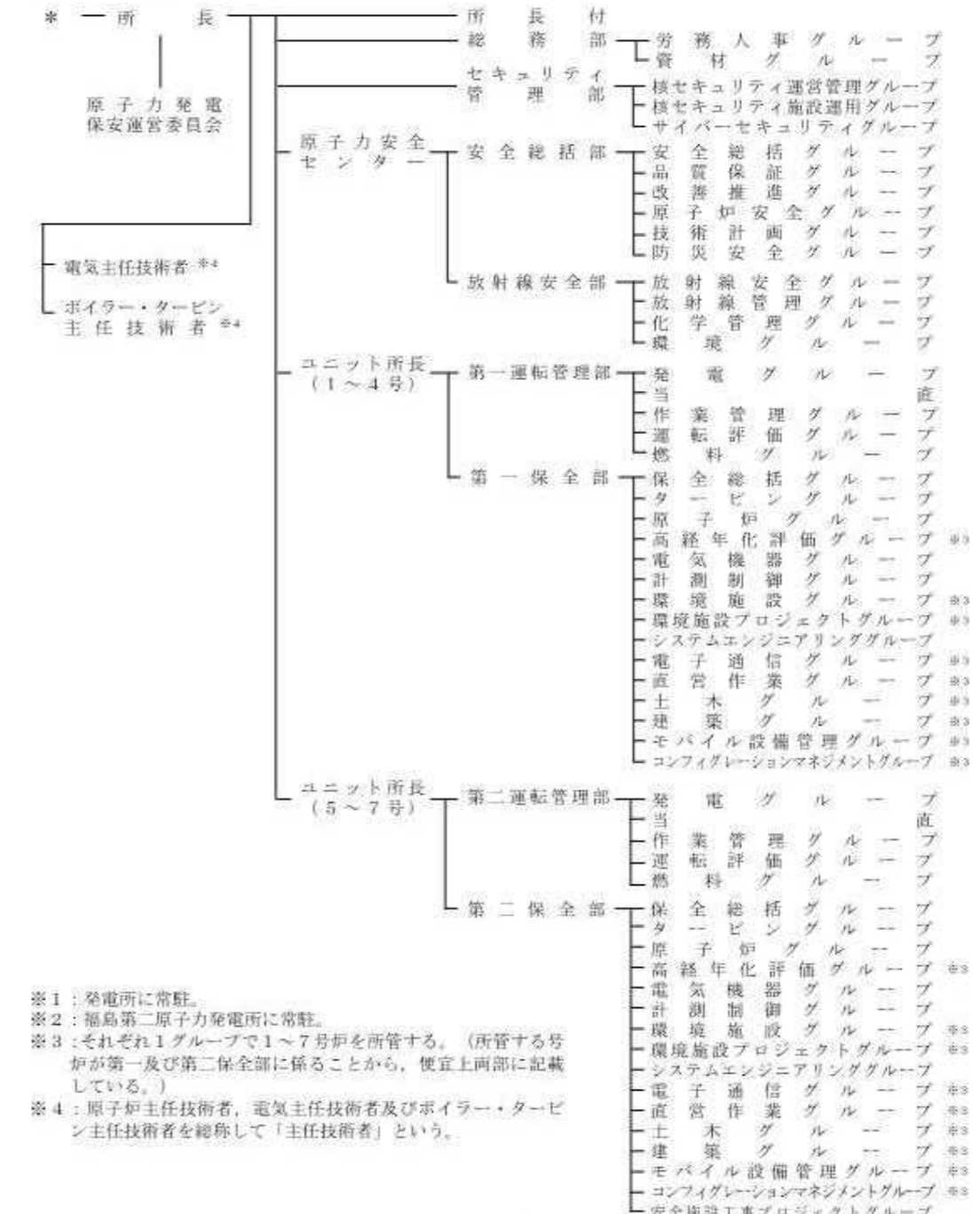
図4

【本社】



【柏崎刈羽原子力発電所】

** - 原子炉主任技術者 ※4









- ※1: 発電所に常駐。
- ※2: 福島第二原子力発電所に常駐。
- ※3: それぞれ1グループで1～7号炉を所管する。(所管する号炉が第一及び第二保全部に係ることから、便宜上両部に記載している。)
- ※4: 原子炉主任技術者、電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者を総称して「主任技術者」という。

ホールディングス本社調達組織体制の見直しに伴う変更

柏崎刈羽原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(保安に関する職務)</p> <p>第5条 保安に関する職務のうち、本社組織の職務は次のとおり。</p> <p>(中略)</p> <p>(4) 原子力・立地本部長は、管理責任者として、原子力安全・統括部、原子力運営管理部、原子力設備管理部、原子燃料サイクル部、原子力人財育成センター、<u>原子力資材調達センター</u>の長及び所長を指導監督し、原子力業務を統括する。また、関係法令及び保安規定の遵守の意識を定着させるための活動並びに健全な安全文化を育成及び維持するための活動を統括する（内部監査室を除く。）。</p> <p>(中略)</p> <p>(10) <u>原子力資材調達センター</u>は、調達先の評価・選定に関する業務を行う。</p> <p>(中略)</p> <p>3. 各職位は次のとおり、当該業務にあたる。</p> <p>(1) 本社各部長（原子力人財育成センター所長<u>及び原子力資材調達センター所長</u>を含む。）は、原子力・立地本部長を補佐し、第4条の定めのとおり、当該部が所管するグループの業務を統括管理する。</p> <p>(省略)</p>	<p>(保安に関する職務)</p> <p>第5条 保安に関する職務のうち、本社組織の職務は次のとおり。</p> <p>(中略)</p> <p>(4) 原子力・立地本部長は、管理責任者として、原子力安全・統括部、原子力運営管理部、原子力設備管理部、原子燃料サイクル部、原子力人財育成センター、<u>調達部</u>の長及び所長を指導監督し、原子力業務を統括する。また、関係法令及び保安規定の遵守の意識を定着させるための活動並びに健全な安全文化を育成及び維持するための活動を統括する（内部監査室を除く。）。</p> <p>(中略)</p> <p>(10) <u>調達部</u>は、調達先の評価・選定に関する業務を行う。</p> <p>(中略)</p> <p>3. 各職位は次のとおり、当該業務にあたる。</p> <p>(1) 本社各部長（原子力人財育成センター所長を含む。）は、原子力・立地本部長を補佐し、第4条の定めのとおり、当該部が所管するグループの業務を統括管理する。</p> <p>(省略)</p>	<p>ホールディングス本社調達組織体制の見直しに伴う変更</p>

変 更 前	変 更 後	備 考
<p style="text-align: center;">添付4 管 理 区 域 図</p> <p style="text-align: center;">(第93条及び第94条関連)</p> <p>管理区域表示凡例</p> <p>管理区域※1</p> <p>汚染のおそれのない管理区域</p> <p>管理区域設定・解除予定エリア</p> <p>※1：第94条第1項（2）に該当する管理区域を示す。ただし、管理区域全体図については、汚染のおそれのない管理区域が含まれている場合がある。</p> <p>(中略)</p>	<p style="text-align: center;">添付4 管 理 区 域 図</p> <p style="text-align: center;">(第93条及び第94条関連)</p> <p>管理区域表示凡例</p> <p>管理区域※1</p> <p>汚染のおそれのない管理区域</p> <p>管理区域設定・解除予定エリア</p> <p>※1：第94条第1項（2）に該当する管理区域を示す。ただし、管理区域全体図については、汚染のおそれのない管理区域が含まれている場合がある。</p> <p>(中略)</p>	<p>本ページ 変更なし</p>

柏崎刈羽原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変更前	変更後	備考
<p>(中略)</p>	<p>(中略)</p>	<p>柏崎刈羽原子力 発電所タービン 建屋屋上等の管 理区域解除に伴 う変更</p>

柏崎刈羽原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変更前	変更後	備考
<p>(中略)</p>	<p>(中略)</p>	<p>柏崎刈羽原子力 発電所タービン 建屋屋上等の管 理区域解除に伴 う変更</p>
<p>(中略)</p>	<p>(中略)</p>	

柏崎刈羽原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(中略)</p>	<p>(中略)</p>	<p>柏崎刈羽原子力 発電所タービン 建屋屋上等の管 理区域解除に伴 う変更</p>
<p>(中略)</p>	<p>(中略)</p>	

柏崎刈羽原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(中略)</p>	<p>(中略)</p>	<p>柏崎刈羽原子力 発電所タービン 建屋屋上等の管 理区域解除に伴 う変更</p>

柏崎刈羽原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変更前	変更後	備考
<p>(中略)</p>	<p>(中略)</p>	<p>柏崎刈羽原子力発電所タービン建屋屋上等の管理区域解除に伴う変更</p>

柏崎刈羽原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(省略)</p>	<p>(省略)</p>	<p>柏崎刈羽原子力 発電所タービン 建屋屋上等の管 理区域解除に伴 う変更</p>

柏崎刈羽原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>附則（令和6年2月5日 原規規発第2402055号） （施行期日） 第1条 <u>この規定は、令和6年2月15日から施行する。</u></p> <p>2. 本規定施行の際、規定の適用については、原子炉の状態が「運転、起動、高温停止」となる前に いて、本規定施行の日から適用する。ただし、本規定施行の日が附則（令和2年10月30日 原規規 発第2010305号）で定める日より前の場合は、当該附則で定める日から適用する。</p> <p>（中略）</p> <p><u>附則（令和5年10月24日 原規規発第2310242号）</u> <u>（施行期日）</u> <u>第1条</u> <u>3. 添付5の「柏崎刈羽原子力発電所保全区域図」の変更は、保全区域の変更をもって適用することとし、</u> <u>それまでの間は従前の例による。</u></p> <p>（省略）</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p><u>附則（令和 年 月 日 原規規発第 号）</u> <u>（施行期日）</u> <u>第1条</u> <u>この規定は、原子力規制委員会の認可を受けた日から10日以内に施行する。</u></p> <p><u>2. 添付4の「1号機タービン建屋屋上、2階」,「2号機タービン建屋屋上、2階」,「3号機タービン</u> <u>建屋屋上、2階」, 「4号機タービン建屋屋上、2階」,「5号機タービン建屋屋上、3階」及び「固体</u> <u>廃棄物貯蔵庫屋上、1階」については、管理区域の変更をもって適用することとし、それまでの間は従</u> <u>前の例による。</u></p> <p><u>3. 第4条及び第5条については、原子力規制委員会の認可を受けた後、当社が定める日から適用する</u> <u>こととし、それまでの間は従前の例による。</u></p> <p>附則（令和6年2月5日 原規規発第2402055号） （施行期日） 第1条</p> <p>2. 本規定施行の際、規定の適用については、原子炉の状態が「運転、起動、高温停止」となる前に いて、本規定施行の日から適用する。ただし、本規定施行の日が附則（令和2年10月30日 原規規 発第2010305号）で定める日より前の場合は、当該附則で定める日から適用する。</p> <p>（省略）</p>	<p>ホールディング ス本社調達組織 体制の見直しに 伴う変更及び柏 崎刈羽原子力発 電所タービン建 屋屋上等の管理 区域解除に伴う 変更</p>